

津田秀夫文庫文書目録 8

撰津国住吉郡喜連村文書について

長谷川 伸 三

はしがき

本文は関西大学文学部古文書室所蔵の撰津国住吉郡喜連村文書（津田秀夫文庫）の目録に、史料紹介を加えたものである。

目録は古文書室で整理された順番に作成した「文書目録」と、利用の便を配慮した「編年文書目録」からなる。目録は整理番号、作成年月日、西暦年、文書名（内容）、作成者・差出人、宛名、形態、員数、備考を記した。表題を欠く場合は仮題を（ ）に記した。差出し人が多数の場合には、主要な人名を掲げ、（他何名）とした。形態は、縦帳、横帳、継紙、一紙とした。備考には端裏書、奥書を記し、また関連する文書の整理番号を記した。文字は常用漢字をもちい、変体かなは現行のなにかにかえた。

史料紹介は、この文書のなから一二点を選び、一村の概況、二喜連三ヶ村、三用水、四村役人、五神社、にわけて解説文を掲載し、解説を加えた。文字は常用漢字をもちい、変体かなは現行のなにかにかえた。見せ消の文字は右傍点（マ）を付した。文中に適宜読点をくわえた。注記は（ ）を付した。「一」は整理番号である。

史料紹介のなかに、身分などの差別的な字句が含まれているが、近世における差別の実相を明らかにするためにそのまま記載した。

一 文書目録（別表1）

二 編年文書目録（別表2）

三 解説

撰津国住吉郡喜連村文書は津田秀夫教授収集文書の一つである。旧蔵者はわからないが、西喜連村の庄屋か年寄と見られる。点数は三八点、ほとんど近世文書で、延宝二年（一六七四）から文政十二年（一八二九）にわたる。他に明治前期のものが三点ある。文書の内容は、村況、喜連三ヶ村、用水、村役人、出作百姓、神社に関するものなどで、ほとんど村の公的な文書である。保存状態は一部を除き良好である。

喜連村（きれむら）は撰津国住吉郡に属し、平野郷町の南方、新大和川の北側に位置する。南隣りは瓜破（うりわり）村である。平坦な地形

で、田畑相半ばし、稲作と綿作が行われていた。中高野街道が南北に縦断している。元和六年（一六二〇）に東喜連・中喜連・西喜連の三村に分村した。西喜連村は、元和年間に幕府領、のち旗本領などをへて、正徳三年（一七一三）から下総古河藩領となり、明治初年におよんだ。三村にわかれても明確な境界は定められず、住民は入り組み状態であった。

用水は大和川付け替え以前は狭山池東除川に依存していた。宝永元年（一七〇四）付け替え後は新大和川から取水するほか、村内や近村の溜池から取水している。村内に式内社楯原（たてはら）神社があり、寺院は真言宗御室派如願（によがん）寺（楯原神社の神宮寺）、融通念仏宗法明寺（ほうみょう）などがある。喜連三ヶ村は明治五年（一八七二）に合併して喜連村になった。（日本歴史地名大系二八巻『大阪府の地名』全二冊、平凡社、一九八六年）現在は大阪市平野区喜連である。

なお関西大学図書館に「摂津国住吉郡中喜連村佐々木家文書」三〇一五点が所蔵されており、本文書と密接に関連するものである。（『関西大学所蔵 摂津国住吉郡中喜連村佐々木家文書目録』関西大学図書館、一九八一年）

四 史料紹介

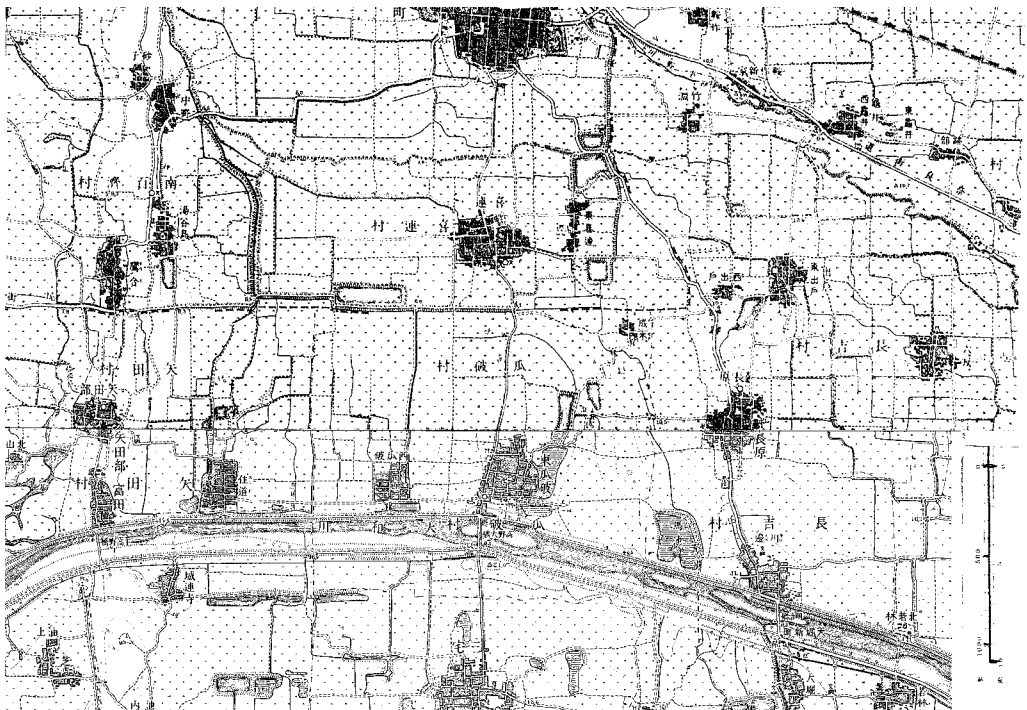
一 村の概況

1 「三二一八」 天明四年三月（竖帳）

（表紙）

「天明四甲辰年三月

（後筆）「写取ル」



大阪府住吉郡喜連村・瓜破村地図（大阪東南部・金田、1908年測図）
『正式二万分一地形図集成 関西（1892-1912）』柏書房、2001年

高反別其外明細書上帳

撰州住吉郡

西喜連村

延宝七末年九鬼和泉守様御檢地六尺竿

撰州住吉郡

一高七百五拾七石六升七合

西喜連村

此反別五拾五町五反五畝貳拾七步 田畑屋敷共

此訳ケ

高百七拾三石四斗八升五合

上々田拾壹町五反六畝拾七步 但し壹石五斗代

内

高壹石九斗六升

壹反三畝貳步 古永荒井路成引

高壹石七升四合

正徳二辰年

七畝四步八厘

新永荒井路成引

高百七拾石四斗五升三合

残テ拾壹町三反六畝拾步二厘

高九拾貳石三斗七升三合

上田七町壹反拾八步 但し壹石三斗代

内

高八斗七升壹合

六畝貳拾壹步

古永荒井路成引

高九拾壹石五斗貳合

残テ七町三畝貳拾七步

高百拾六石七升貳合

中田拾町五反五畝七步

内

高九斗三升五合

八畝拾五步

古永荒井路成引

高百拾五石壹斗三升七合

残テ拾町四反六畝貳拾貳步

高貳拾四石壹升貳合

下田貳町六反六畝貳拾四步

高四百五石九斗四升貳合

田数合三拾壹町八反九畝六步

内

高三石七斗六升六合

貳反八畝八步

古永荒井路成引

高壹石七升四合

正徳二辰年

七畝四步八厘

新永荒井路成引

高四百壹石壹斗貳合

残テ三拾壹町五反三畝貳拾三步貳厘

高貳百九拾四石三斗貳升

上々畑拾九町六反貳畝四步

但壹石五斗代

内

高七斗八升

五畝六歩

古永荒井路成引

高四斗七升三合

正徳二辰年

三畝四歩六厘

新永荒井路成引

高式百九拾三石六升七合

残拾九町五反三畝式拾三歩四厘

高式拾五石六斗九升九合

上畑壹町八反三畝拾六歩

但し壹石四斗代

内

高三斗三合

式畝五歩

古永荒井路成引

高式拾五石三斗九升六合

残壹町八反壹畝拾壹歩

高三石壹斗三合

中畑式反三畝式拾六歩

但壹石三斗代

高八升八合

下畑式拾四歩

但壹石壹斗代

高三百貳拾三石式斗壹升

畑數合式拾壹町七反拾歩

内

高壹石八升三合

七畝拾壹歩

古永荒井路成引

高四斗七升三合

三畝四歩六厘

新永荒井路成引

高三百貳拾壹石六斗五升四合

残式拾壹町五反九畝式拾四歩四厘

高六石三斗

屋鋪四反式畝歩

但壹石五斗代

高式拾壹石六斗壹升五合

屋鋪壹町五反四畝拾壹歩

但壹石四斗代

内

高六升

拾三歩

郷藏屋敷引

高式拾壹石五斗五升五合

残壹町五反三畝式拾八歩

高式拾七石九斗壹升五合

屋敷數合壹町九反六畝拾壹歩

内

高六升

拾三歩

郷藏屋敷引

高式拾七石八斗五升五合

残壹町九反五畝式拾八歩

高七百五拾七石六升七合

田畑屋敷合五拾五町五反五畝式拾七歩

内

高六石四斗五升六合

四反六畝拾壹歩四厘

諸引

高七百五拾石六斗壹升壹合

煙亡

残五拾五町九畝拾五歩六厘

一家数合壹軒 (後筆)「なし」

(付札)

(ハリ紙の下)「一人数合貳人」(ハリ紙)「一人数合四人」

「東西式拾六間

観音堂 御除地

無御座候

貳反貳畝拾六歩

天神社 御檢地表

* 但し当村之儀ハ平野郷非人番庄兵衛通り場ニ御座候

南北式拾六間

弥勒堂 御除地

*一「穢多」

外二

(付札、**の上)

一 小物成

無御座候

「なし」

一 見取場

同断

一 御制札場

瓦葺 壹ヶ所

一新田

同断

但し御制札式枚

* 一家数合百七拾七軒

弥勒堂此内へ入置申候

一 郷蔵

瓦葺 壹ヶ所

* 一寺数合四軒

内七人寺院増分

但し梁行式間半桁行四間

* 一人数合七百六拾五人

内七人寺院増分

字 西池

喜連三ヶ村入組立会

(付札、**の上)

一 用水溜池床四町三反七畝式拾式歩

壹ヶ所

「家数合百五拾四軒

内壹軒減シ

字 北池

右同断

社三ヶ所

壹ヶ所

一 用水溜池床貳町六反七畝歩

右同断 壹ヶ所

但し末社共

壹ヶ所

字 南池

右同断

寺数合五軒

但し末社共

一 用水溜池床壹町七反七畝拾六歩

壹ヶ所

(後筆)「四十三人」

人数合七百(ハリ紙)「三拾八人」

字 馬池

七ヶ村立会

一 牛数合拾六疋

(ハリ紙の下)「三拾貳人内」

但し組合村方河原丹北郡長原村・同郡東出戸村・西出戸村・東瓜

破村・喜連三ヶ村、右七ヶ村立会、池用水出し候節ハ右村々御田

一 馬

但し女牛

地へ刻割ニ仕用水引取申候、尤右池捌長原村ニ相勤メ申候

無御座候

無御座候

無御座候

無御座候

字大和川北堤用水取樋

喜連三ヶ村入組立会

一御林

同、一柴山

同

一松伏樋長サ拾八間之御国役樋

壹ヶ所

一水車

同、一鉄炮

同

字大和川南堤落堀用水取樋

右同断

一御檢地六尺竿二而御座候

一枚伏樋長サ拾八間之御国役樋

壹ヶ所

右延宝七己未年九鬼和泉守様御檢地

字大和川北堤之本樋裏樋

右同断

帳面ヲ以高反別其外書上候処相違無御座候、以上

一枚埋樋長サ五拾壹間壹尺

壹ヶ所

辰三月

但し喜連三ヶ村御地頭様御入用御普請樋

西喜連村庄屋

右同断馬池込同前

右同断

弥左衛門 印

一枚水船埋樋

壹ヶ所

同村年寄

右同断長原村領はた川用水樋

右同断

弥三右衛門 印

一枚伏樋長サ六間

壹ヶ所

同 平助 印

右同断

同 三右衛門 印

一用水悪水樋分

四拾三ヶ所

同 仁右衛門 印

但し喜連三ヶ村領内所々ニ樋数喜連三ヶ村

地方 御役所

御地頭様御入用御普請樋

*一牢屋

無御座候

2 「三三―七三」 年月不記 (状)

*一窠

同

住吉郡惣高

(付札、**の上)

「一酒造株并醬油株

壹軒

小作宛 九斗より一石壹斗迄

質株

三軒

作徳 三斗より式斗迄年々ニ不同

一橋

同、

一井堰

同

一船

同、

一川除

同

一秣場

同、

一苜捨場

同

西池 四町三反余

南池 壹町七反余

北池 貳町六反余

日損場 三分

水損場 七分

わた場 六分

田場 四分

用水ハ大和川より取候

こう作之間ニ 男なわ倭

同 女ハもめん

高千七百四拾石余

欠支配 三反七、八分

人数 八百十人余

かまと 百九十軒余

牛 十五疋

こやし 一反二七、八十匁

三ヶ村領

東西 十八町

南北 六町

〔解説〕

「三三二一八」は村明細帳で、田畑屋敷の高、寺社の除地、家数、人数、

制札場、郷蔵、用水溜池、用水取樋などが書上げられ、天明四年（一七

八四）三月に村役人から地方役所に提出されている。「三三二七三」では、

住吉郡の農業生産の概況と喜連三ヶ村の人数が示されている。住吉郡の小作料は一反あたり九斗より一石一斗で、地主の作徳は二斗より三斗である。田畑の作方（耕作率）は九〇パーセント、綿作と稲作の比は六分と四分である。農間余業は男はなわ倭造り、女はもめん織りである。喜連三ヶ村の高は一、七四〇石余、人数は八一〇人余、かまどは一九〇軒余、牛一五疋、こやしは一反に銀七、八〇匁である。

村明細は前欠、作成年月不詳の状があり、その「三三二七二」によると、西喜連村内の住民について、庄屋三人、年寄四人、ありき二人、かみゆい二人、獵師二人とある。寺社は上人屋敷一ヶ所、道場屋敷五ヶ所、氏神牛頭天王宮、春日大明神宮、氏神天神宮とある。

二 喜連三ヶ村

1 「三三二六九」 延宝二年九月十四日（状）

乍恐御訴訟申上候

ひかへ

一 中喜連村・東喜連村より当内拾三ヶ村一所ニ被仰付被下へ、一所ニ仕候へハ睦ニ罷成候と御訴訟申上られ候、いかにも睦ニと御座候段、弥此方ニハ望申上候、只今迄も其村々ニ而致検身無高下検見仕候ヲ、御見分之上それ〳〵ニ御了簡被成睦ニ罷成候へ共、内検一所と被申上候ハ三ヶ村之中ニ而も西喜連村ニハ悪所之田地大分ニ御座候故、中喜連村・東喜連村ニ内検少も無之年も此方ニハ右分悪田御座候故、毎年検見御座候、無左候へ而ハ小百性立不申候、其節右両村よりハ庄や多ク御座候へハ、我ま、ヲ被申、西喜連村百性共ヲせふらかし迷惑させ、又ハ諸事一所ニ可仕ためニ、当年新規ニ一所ニ仕度と被申上候、西喜

連村ハ高多ク、東喜連村・中喜連村ハ高少ク御座候ニ付、諸事ひとつ
 ニいたし、高二打懸ケ可申ためか様ニ被申上候様ニ奉存候、其上いか
 様之たくミ御座候も不存候、当年之義ハ大分之不作ニ而御座候間、御
 下之中ニ而余村之庄や衆檢見人二三ヶ村へ被仰付可被下候、左様ニ御
 座候へハ、先用も懸り不申、其上三方ニ相分り候百性、弥檢見無高下
 陸ニ罷成候間、菟(兔)角当年ハ余村より檢見人被仰付可被下候、其
 上檢見ヲ一所と被申上候ハ、以前之通東喜連村畑方御取ケなミニ、此
 方畠方御取ケも御下ケ被為成可被下候御事
 右之趣被為聞召分被仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上

延宝貳年刁(寅) 九月十四日

西喜連村惣百性判

平野藤次郎様

当寅年内檢ヲ喜連三ヶ村立合ニ仕度と中喜連・東喜連村より小百性・年
 寄以上六人京へ上り申上ケ、則然ハ一所ニ仕候様ニとの汰状(沙汰)下
 り候故、九月七日より十右衛門、年寄之中茂兵衛、小百性之内西小右衛
 門、西助左衛門、北ノ里兵衛、以上五人上り達而御訴訟仕、則十四日ニ
 如此之書付上ケ、殿様御添状、御両人様ノ御添状下り候へ共、早速不埒
 明、其後郷ニ而旦那様ノ為御意と中村吉兵衛様内檢之仕様被仰付、余村
 より庄や代二年寄三人三ヶ村へ請、連村ハ小百性入違へ内檢仕埒明申候、
 為後日覚之如斯、以上

2 「三三一六六」 延宝三年八月十四日 (状)

定申百姓中間一札之事

一 西喜連村ハ水損場多ク有之候ニ付、悪所ノ田畠致所持候百姓方数年
 致迷惑候段、及見来り尤ニ存候、田畠水損日損仕候年ハ内檢ニ、庄屋・
 年寄与本郷小百姓之内四、五人ツ、鬪取りニ而中見出シ立合、誓紙之
 上無依怙鬪負有躰ニ見積り、損亡仕候分引方ノ帳相究可申候、然ハ甲
 乙ヲ睦ニ仕候上ハ、縦御公儀様より引方之内御発シ返シ被成候共、又
 ハ綿方損毛ニ御了簡無之候共、引方帳面不残下坪ニ引睦ニ致免割、田
 畠ともニ御年貢持合上納仕、不作之百姓続作仕候様ニ向後可仕候、
 年々大勢口々ニ申候而物毎埒明不申候ニ付、如此約束相究、本郷出作
 百姓中不殘得其意候事

一 毎年引方内檢之事并免割之事、其外村之諸役捌相談之義、向後本郷
 百姓ハ多分ニ付可申候、出作ハ本郷百姓ノ相談ニ付可申候事

一 田畠下坪御年貢持合致上納候事并諸役掛り銀之事、本郷出作惣百姓
 申分無之上ハ致上納可申候、皆済之以後ニ至少も申分無之候事

右之趣本郷出作惣百姓不殘立会相談之上如此ニ候、已来右之書面ヲ致違
 背云分仕候者有之候共、申分立申間敷候、為後日面々連判、仍而如件
 延宝三年卯八月 年寄 四郎右衛門

(以下一段を三段に示す)

- 喜左衛門 ④・々 茂兵衛 ④・ 忠右衛門 ④・
- 寿四郎 ④・ 庄左衛門 ④・ 市兵衛 ④・
- 安右衛門 ④・小百性 久左衛門 ④・南々 助左衛門 ④

(以下二二八名連印一略)

〔解説〕

「三三二六九」では、東・中喜連村より三ヶ村一所にしてほしいと願っているが、西喜連村は異議をとなえている。それは西喜連村は他二村と違い悪所の田地が多く、内検を一緒に受けると不利になること、また村高も二村より多いので、加重な負担を受けかねないことによる。特に本年は不作なので、検見は他村の庄屋を検見人に加えて不公平を避ければ他二村と睦まじくなれると、延宝二年（一六七四）九月に西喜連村惣百姓が代官の平野藤次郎に訴えている。

「三三二六六」では、西喜連村は水損場が多く、悪所の田畑を所持する百姓は迷惑している。そこで水損・日損の年の内検に庄屋・年寄に本郷百姓の四、五人を立合わせ、損亡の引き方帳をきめ、年貢を持ち合いで上納し、不作の百姓も存続できるようにする。毎年の引き方内検や免割り、諸役掛り銀は村役が相談してきめ、本郷百姓や出作百姓の異議をたしかめた上で上納する。以上の事を本郷百姓と出作百姓が立合い相談の上取決めたので、延宝三年八月に連判状を作成している。連判は年寄八名、小百姓一七名、肩書き付一三名におよんでいる。肩書きは「中きれ」「南」「西」「北村」「はし」「寺」「小ノ」「中連」「平ノ」などで、その多くは出作百姓と見られる。

三 用水

1 「三三二六三」 宝永元年申八月（状）

（端裏書）

「 壺通仁右衛門殿へ

馬池之用水樋願書之扣此通

壺通川部村役様へ」

乍恐奉願候

一 西喜連村・中喜連村・東喜連村、右三ヶ村用水取来申候狭山東除川、はた川井路筋とも、此度新川堤二隔り、用水取可申便無御座候、尤往古より用水取来申はた川筋、長原村領馬池之上新川北堤二、長式拾間、内法壹尺七寸四方、板厚六寸之伏樋、同南堤二長拾五間、内法壹尺五寸四方、板厚五寸之伏樋、被為 仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上

小堀仁右衛門御代官所

撰州欠郡東喜連村庄屋

宝永元年申八月

重兵衛

同村年寄

九左衛門

同断同郡中喜連村庄屋

八郎右衛門

同 佐左衛門

同 伝右衛門

同 利助

同村年寄

幸左衛門

同郡西喜連村庄屋

弥右衛門

同村年寄

彦右衛門

右者今度新川御普請ニ付、前々より有来候井路筋川床ニ罷成、用水通路難成御座候ニ付、村々百姓共新樋願出申候、依之村々吟味仕候処、樋伏ニ付障儀無御座候、尤此外立会之村々無御座候、右願之通被 仰付被下様ニ奉願候、以上

小堀仁右衛門内

西村弥左衛門

宝永元年申八月

大久保甚兵衛様

伏見主水様

万年長十郎様

御役人中

付「三三―六五」宝永元年申八月分 (袋)

(封筒上書)

「五十間樋最初願書控

西村弥左衛門氏外数名連印

宝永元年申八月分

大正九年七月一日取調ノ際発見」

2 「三三―六〇」宝永元年十一月 (状)

(端裏書)

「喜連三ヶ村と東瓜破村と先年用水引替候證文写シ」

相渡シ申一札

一 大和川筋北堪(堤) 長原村領内字馬池之東表ニ、喜連三ヶ村用水樋

御願申上被仰付、喜連三ヶ村用水入申候、東瓜破村領用水ハ、はた川

筋川上したり水、川部村領八ヶ村立会樋より御取被成候ニ付、右喜連

村之樋ニハ御加り不被成候、尤喜連三ヶ村も川部村領八ヶ村立会樋之

用水取申候、右ニヶ所樋之用水はた川筋二字一所ニ落合、喜連三ヶ村

用水取申候間、東瓜破村領右用水樋字鏡田・砂原・嶋之脇三ヶ所、戸

健(建) 樋ヲ以前々之通り水御入可被成候、右用水入仕舞申候ハ、戸

健(建) 樋ヲ取三ヶ村へ水引下シ可申候事

右喜連村之樋よりはた川井路筋、喜連三ヶ村へ水引申時分、岸崩等有

之候ハ、喜連三ヶ村より普請致シ可申候事

右之通り相究申候へハ少茂相違申間敷候、為後日一札如此御座候、以上

宝永元年申十一月

西喜連村

弥右衛門 印

中喜連村

八郎右衛門 印

同伝右衛門 印

同佐左衛門 印

同利助 印

東喜連村

重兵衛 印

九左衛門 印

東瓜破村

庄屋・年寄中

右之通御座候間、川部村領八ヶ村立会樋用水、東瓜破村領へ入申中ハ、此方より肝煎水引可申候、已上

宝永元甲申年十一月

東瓜破村

五郎兵衛 印

喜連三ヶ村

庄屋・年寄中

同佐兵衛 印

3 [三三一七〇] 宝永七年十月十一日 (状)

乍恐御願申上候

一 七年以前申年大和川川違ひ御座候而、喜連三ヶ村領内用水掛り郷違ひ申二付、領内北手高七百石余地形高ク御座候分ハ、弥用水不自由ニ可有之候間、領内何方も平等ニ用水廻り候様ニ水道ヲ付ケ、御田地立毛養ひ可申と三ヶ村相談之上、右新川ニ用水取之新樋ヲ願、伏申造用銀式貫目余、領内田地より平等ニ出シ申候、依之所々新水道ヲ付ケ可申と三ヶ村相談仕候處、東喜連村不同心ニ被申候故、四年以前亥ノ二月ニ此義申上、御 聞上被為成被下候上、東喜連村庄屋・年寄も得心被致、新水道明ケ申答ニ被申上、罷下り申候

一 去ル丑ノ三月廿九日ニ、喜連三ヶ村庄屋・年寄・頭百性十七人立会、右用水廻シ様證文相究メ、三ヶ村庄屋共名判仕置申候ニ付、去年十月麦作時分も水道付ケ可申と申候得共、東喜連村より何角と被申延候而、当年右七百石余之場所、別而大日損仕、百性迷惑仕候、然ハ麦作仕付ケ時分なりてハ、右普請難成候故、先月より又東喜連村へ度々參相談

仕候得共、又々とや角被申延候、来年も若又日損仕候得ハ、百性重々迷惑仕候、乍恐御慈悲之上東喜連村庄屋・年寄被為 召出、手形之通埒明ケ被申候様ニ被為 仰付被下候ハ難有可奉存候、以上

宝永七年寅ノ十月十一日

摂州欠郡西喜連村惣百性代

渡辺甚五左衛門様

庄屋 弥右衛門

才木 喜六様

中井 孫助様

差上ケ候扣

〔解説〕

喜連三ヶ村の用水は、宝永元年（一七〇四）の大和川付け替えて大きく替った。その前後の史料を示した。「三三一六三」によると、喜連三ヶ村の用水は、狭山池東除川とはた川井路筋だったが、新川堤に隔てられて取水できなくなつた。この対策として、はた川筋、長原村領馬池の上新川北堤に長さ二〇間の伏樋と、新川南堤に長さ一五間の伏樋を許可されたいと、宝永元年八月に、三ヶ村の庄屋・年寄の連名で領主に願ひ出ている。

「三三一六〇」によると、喜連三ヶ村の用水は、長原村領内馬池の東表に用水樋の設置を認められ取水している。東瓜破村の用水ははた川筋川上したり水と川部村領八ヶ村立会樋から取水している。喜連三ヶ村は川部村領八ヶ村立会樋からも取水している。この用水樋の利用は、東瓜破村が戸建樋をつかつて取水したうえ、戸建樋を取除けて喜連三ヶ村に水

を引下すことになっている。喜連三ヶ村の用水とはた川井路筋について、喜連三ヶ村への取水時に岸崩れ等があった場合は喜連三ヶ村が普請する。以上のことを宝永元年一月に喜連三ヶ村が東瓜破村に誓約している。

「三三二七〇」によると、喜連三ヶ村の領内の用水掛りに違いが生じ、ことに領内北手の七〇〇石余の地が用水に不自由した。領内平等に用水が廻るように、新大和川に用水取りの新樋の取付けを願ひ出て、造用銀二〇〇貫は領内田地から平等に出すことになった。東喜連村は不同意であつたが、なんとか得心させ、宝永六年（一七〇九）三月に喜連三ヶ村の庄屋・年寄・頭百姓一七人が立ち会つて、右の用水廻しの取決め証文に調印した。ところが東喜連村はいろいろと異議を申し、普請に取りかかれないうでいる。そこで東喜連村の庄屋・年寄を召し出し、証文通りに従うよう命じられたいと、宝永七年一〇月に西喜連村の庄屋が領主に申し入れている。

なお正徳元年（一七一二）十二月「大和川用水、五拾間樋伏樋出入御裁許絵図面御添書 写」（喜連三ヶ村と長原村・東瓜破村・出戸村の用水井路伏越樋出入）「三三二六四」があるが、長文につき省略した。

四 村役人

1 「三三一七八」文化十五年（状）

村方仲老申合之事

（傍線部分は見せ消）

一 当村之儀者仲老与相唱、往古々男子血脉を以相統仕、毎年二月十日右仲間集会仕、年中之御田畑用要水之懸引仕候而相統仕罷在候処、去ル寛政七卯正月二御他領中喜連村より引越候服部芳太郎へ庄屋役被

仰付候二付、村方古格相乱候二付、無扱 御役所様へ古格之義を以御願奉申上候処、御貪（頓）着無御座候二付、恐多御儀ニ御座候得共、江戸表 御殿様江御直訴仕候処、段々御利解被仰聞、依之古河御国表へ罷越、御江戸御添感翰ヲ以右之段願出候処、御聞届之上帰国付、右

二付諸入用銀過分之入願人之者共銘々割出シ出銀仕候処、残銀壹貫不足二相成候二付、他家より右不足銀借用仕罷在候、右仲間相談之儀者、庄屋役村方へ被仰付村方ニ相定り候上、中間一統致相談致濟方之仕法仕候、且権右衛門・重左衛門・仁右衛門・平助、右四人之衆中ハ、右願之節意味違ニ候而闕席ニ相成り候、且亦然ル処（右傍書）「而役儀相勤候テハ村方納兼候二付、」今度兼帯庄屋両人之衆中より取嚙を以和融仕、此上相互ニ無申分、向後相互ニ村方先格通申合相守可申候、尤是迄銘々割出し候出銀ハ、右四人之衆中へハ一切相懸申間敷候、（右傍書）「前書銀高」当時不足銀壹貫 他家ニ而借用仕候銀子ハ、一統相談一致承知致村方庄屋相定候上、一統相談之通同様取計可致候、為後日申合一札如件

但し右殘金壹貫外より一切懸り合無之、若此外ニ銀子掛り合等御座候ハ、先年願人共計りニ相懸り、右四人之衆中へハ一切相懸り申間敷候、為後日右一札式通相認メ、双方へ壹通宛取置可申候、已上

文化十五寅年

2 「三三一八三」文政七年二月二十一日（状）

口上覚

一 西喜連村庄屋御役之義、去ル十一ヶ年以前文化十四年村方彼是仕候
二付、御所へ兼帯庄屋被仰付奉畏、永々御苦勞ニ奉存候、然ル処御
存知之通當時村方平和相成、左候ハ、右庄屋役ニ付彼是申者無御座候
間、何卒於村方ニ先年より可勤家柄之衆中へ以御目鏡本庄屋役被
仰候様御勤弁を以御願被成下候ハ、一統忝奉存候、前文之通村方ニ而
本庄屋無御座候而ハ、自然入用等も相掛り、且夫人足ニ至迄失却有之
候ニ付、困窮之百性難洪相成歎ケ敷奉存候、右之趣御推察被成候取統
出来候様、宜敷御執成之程御頼申上候、依之下拙共以連印口上書差出
可申候、以上

文政七申年

二月廿一日

西喜連村百性

惣代

甚右衛門印

同

同

助右衛門

同村兼帯庄屋

御所様

3 「三三一七六」 文政八年八月（状）

被 仰渡候御趣意申渡

一 村方御役筋之義、先年より中老組与相唱候衆ニ限り勤来候処、当春
以来外百性中之内よりも年寄役相勤申度段申出候ニ付、從
御役所様双方江御理解被為仰聞候砌、中老組之義ハ於村方ニ長百性之
義ニ候へハ、縦令御役不抱相勤候者ニ長々相違無之、尤御役義ハ中老

組より相勤来候ても、万一病身、幼少又ハ人少之節ハ、外百性差加へ
不申候而ハ、御用向并村用等差支ニも可相成候間、睦間敷可致旨等御
理解被為 仰聞候ニ付、双方より御受證文差上、此度ハ
御上様御目鑑ヲ以被為 仰付被下度段申上候処、當時御目鑑ニ而御役
被為 仰付候間、此後一統心得違不仕候様、尚又今般此急度於
御前ニ被為 仰渡候間、向後長百性ハ外百性中無誤隔付逢、外百性中
ハ長百性相立候様、互ニ如熟可致候、万一心得違之者御座候而不相用
候ハ、
御役所様江可申上旨被為 仰渡候御趣意も有之候間、能々相心得、聊
心得違不致永々睦間敷可被致候
文政八年

西八月

西喜連村庄屋

土橋七郎兵衛

長橋孫兵衛

又吉

同年寄

木村權右衛門

市左衛門

助右衛門

為藏

前書御趣意之通承知仕、惣百性請印仕候処、依而如件

高持百性
水吞百性
不残

〔解説〕

西喜連村の村役人の就任についての史料を三点ほど示した。「三三二七八」では、西喜連村では中老と呼ばれる百姓が会合をもち、田畑や用水の駆け引きをきめてきた。ところが寛政七年（一七九五）に中喜連村から引越してきた者に庄屋役が任命され、村方の古格が乱れてしまった。古河藩の畿内の役所に古格に即した人事を訴えたが取上げられず、江戸や古河に直訴してようやく聞届けられたが、出訴の費用が多額になり、出訴した者たちで分担したが、銀一貫目が残ってしまった。村内には出訴に同調しない四人の百姓がおり、村方の会合にも出席しない。庄屋の就任が実現次第、この残銀を四人を除く願人たちで解消すると文化十五年（一八一八）に申し合せている。

「三三二八三」では、西喜連村の庄屋役は文化十一年に村内がまとまらず、兼帯庄屋が任命された。現在では村方は平和になったので村方から庄屋役を勤められるようにしたい。村方から庄屋が就任しないと、余計な費用もかかり、村人足の割り振りもうまくいかないと、文政七年（一八二四）二月に百姓惣代の二人が兼帯庄屋二人に願い出ている。

「三三二七六」では、西喜連村では中老組の百姓だけが村役人を勤めてきたが、当文政八年春に外百姓中から年寄役を勤めたいと申し出た。役所より中老組は長百姓にあたり、従来村役を長年勤めてきたが、今後は中老組に人材がない場合に外百姓から補っても良いので、村方睦まじくするように説得され、中老組と外百姓が請書を出した。文政八年八月に庄屋三人、年寄三人と高持百姓・水吞百姓が連名で請書を出している。他に出作百姓（他村よりの入作）に関する史料が三点あるが、紙面の

都合で紹介しなかった。

五 神社

1 「三三二八四」 明治二年十二月十七日・同三年三月二十一日（堅綴）

古河藩支配所

撰津国住吉郡

西喜連村

一 右村産土神楯原神社、往古より御除地ニ御座候而、享保年中祠官職奉免許受罷在、其後連綿仕宮座頭之者より社用支配仕来、神勤之儀ハ別当如願寺より相勤居候処、御一新ニ付厚 御趣意ヲ以神仏混淆御廢止之旨被為 仰出奉拝承候ニ付、今般相改、増池西次郎・長橋増蔵 右社ニ深由緒有之者ニ付、宮座一統熟談相整候ニ付、神勤仕度奉存候、何卒右兩人江神勤御許容被為 成下度奉願上候、右御聞濟被為 成下候ハ、難有仕合奉存候、以上

明治二年巳十二月十七日

増池西次郎

源 道榮

長橋増蔵

源 秀福

右村年寄

雄次郎

庄屋

楯 蔵

神祇官 御役所

(朱書)

「右最初出願仕候時、平野御役所様御副翰頂戴仕、并京都御留守居様御添翰相添へ、神祇官御役所ニテ右三通共御留置被成下、其後当平(年)三月九日右願書御役所宛 民政御役所ト可致旨被為 仰付、同月十九日 民政御役所ニテ御聞濟被為 成下候ニ付、御許状之願左ニ仕候」

乍恐書附ヲ以御願奉申上候

住吉郡西喜連村

増池西次郎

長橋増蔵

一 私共当村産神楯原神社神勤之儀御願奉申上候処、一昨十九日御聞濟被為 成下難有奉存候、就而者享保年中祠官職許狀奉請候ニ付、何卒此度も先規之通御許容被為 成下度、則許状写相添此段御願奉申上候、乍恐右願之通御聞濟被為 成下候ハ、難有仕合ニ奉存候、以上

神勤

明治三千年

長橋増蔵

三月廿一日

同 増池西次郎

庄屋

櫛 蔵

民政 御役所

(朱書)

「但シ神勤之内 祭主大宮司・小宮司・神主・社務・祢宜・祝・

預・社司・祠官

此外、伯・職ハ勿論、摠(総)而神官之者ハ姓氏ヲ改、血脈ヲ糺べし

此儀所謂御方ヨリ委敷承リ申候、何連も他見他言、御無用」

但し此書付ハ三十一江少し 戻ル

2 [三二一八二] 明治三年十一月二十日 (状)

乍恐口上

住吉郡西喜連村産神

楯原神社

祭神改之儀

左ニ奉申上候

一 当社祭神之儀ハ往古より天神ト唱伝来仕居候得共、何様之命ト申事不詳候ニ付、昨巳年十一月住吉社人江参り、当社祭神之儀相尋候ハ、取調被呉候処、延喜式ニ所載之社ニ付祭神天満宮ニ而者無之、天神ト唱者牛(牛)頭天皇曆神弁ニ有之、武塔天神ニ而素盞男命ニ付、先より鎮座有之大神等ハ其俣ニ而、合殿へ素盞男命之神鏡ヲ造靈箱へ入合座致、又末社赤留比売命之幣箱合座仕祈禱可仕様申ニ付、昨巳年十一月十四日右社人山上松太夫・山上芳太夫・高木定太夫ヲ以右靈代ヲ鎮座仕、先より鎮座之神ハ其俣ニ而鎮座致置候而、翌十五日早朝より祈禱仕、尤当日ハ例年之神祀式日ニ御座候、然ル処其後神道心得居候方ニ而相尋候処、須佐之男命ヲ以天神ト申事無之、先天神ト奉崇神ハ高皇産靈尊之御男少彦名命申祥(詳)成事無御座候間、私共神勤仕居大

神ヲ不存候而者相濟不申候様奉存、当五月廿六日御願奉申上、堺県史生勝浦鞆雄殿并恵比須社亀嶋倭多留、阿麻美許曾社平岩修理之兩人相頼ミ、表向相改候処、祭神不詳社ハ大社ニも數多有之候得共、縦ヒ祭神確定致事ハ恐入候ニ付、楯原大神ト奉称候様被申、且亦社内ニ有之候仏牀之偶像取除置、右同日神籬ヲ相立鎮齋仕候段、五月廿九日書附ヲ以委細御届奉申上候、右御靈代等之儀ハ猥リニ他言仕不申候得共、神仕へ血脉之者共ハ談合之上取計仕候、右住吉社人參り之節又堺県史生様頼ニ候節も、前々日より宮座惣代之者、西喜連村・中喜連村兩村ニ而八人、其外二年老之者四、五人も相談之上万事立会取計仕、当村役人江も一々相答承知之上、中喜連村へも申出候ハ、彼是申立參り不申候得共、前書通りニ而自取計杯儀ハ一節(切)無御座、宮座内中喜連村喜次郎・与右衛門等ニ御尋被為 成下候ハ、明白御座候、乍恐此段奉申上、以上

明治三年

十一月廿日

〔解説〕

西喜連村に延喜式内社の楯原(たてはら)神社があり、産土神として祀られていた。明治維新に際し、神仏分離をし、また祭神の確定に迫られた。「三三―八四」では、従来宮座頭の者が社用を支配し、神勤は別当の如願寺が勤めてきたが、神仏混淆廃止により、同社に深い由緒のある二人を選んで神勤させたいとして、明治二年(一八六九)十二月に神祇官役所に願ひ出ている。史料の後半では、二人の神勤が認められたので、

享保年中に幕府から受けた祠官職許状の写しを提出して、新たな許状の交付を明治三年三月に民政役所に願ひ出ている。

「三三―八二」では、楯原神社の祭神を天神と唱えてきたが、住吉神社の社人に調べてもらったところ、延喜式内社なので、天満宮ではなく、武甕槌神、すなわち素戔嗚尊だという。そこで鎮座していた大神等はそのまま祀り、新たに素戔嗚尊の神鏡を造り、住吉神社の社人を招いて鎮座した。ところが神道に詳しい人の意見では、素戔嗚尊を天神ということではなく、高皇産靈尊神の男子の少彦名命だという。さらに堺県史生(書記官)等によると、祭神が不明の大社も多いので、強いて祭神をきめず、楯原大神と唱えればよいといわれた。この意見に従い、明治三年五月に社内にある仏像を取除き、鎮齋したという。明治初年に祭神の確定をめぐって二転、三転する過程が示されている。

あとがき

私は東京教育大学の大学院生のときに、津田秀夫先生から近世の農村史を研究するなら関東や東海の農村史料を見るだけではだめで、畿内の農村史料も見て、視野を広げるべきだといわれた。しかし、畿内の農村の史料を見る機会は少なかった。この度は点数は少ないものの畿内農村の一村の史料ほぼ全部に目を通し、解説することができた。

なお本目録は橋本猛氏が整理し、作成されたものを基礎に、加筆・補正したものです。橋本氏に感謝します。

(二〇一〇年二月八日)

1 摂津国住吉郡喜連村・文書目録

通番	整理番号	年月日	西暦	文書名	作成者・差出人	宛名	形態	員数	備考
1	7-23	明治13.4.19	1880	職業授習確証(森本音五郎伴丑松、丸三ヶ年半貴殿職業授習奉公に付)	府下住吉郡喜連村 右親 森本音五郎、堺下河内国丹北郡川辺村 右受人 新田源太郎	清原喜助殿	一紙	1	
2	32-8	天明4.3.	1784	高反別其他明細書上帳 攝州住吉郡西喜連村	西喜連村庄屋 弥左右衛門印、同村年寄 弥三右衛門印、(他3名)	地方御役所	豎帳	1	
3	33-56	元禄4.4.24改	1691	未裁三ヶ村悪水用水水道堀割方、所々間敷覚、三ヶ村庄屋・年寄立合間敷改置申候(馬池水道他領、同水道喜連村領とある)	(不記)	(不記)	横帳	1	
4	33-57	申正29		覚(銀5匁也、其御村方御領主大坂屋敷類焼之節、人足差出候ニ付御酒料請取)	中喜連村 佐々木寛兵衛印	西喜連村 長橋弥兵衛殿	一紙	1	
5	33-59	正徳元7月	1711	乍恐御願申上候(大和川出来、喜連三ヶ村は用水不足、落堀両脇を用水溜に仰せ付け下され度)	伝右衛門、利助、(他5名)	南森伴助様、木原甚平様	一紙	1	(奥書)「庄屋之控也、(注)33-58は別文書「新大和川通 青地組」
6	33-60	宝永元11月	1704	相渡シ申一札(大和川筋北堤長原村領内字馬池之東表ニ喜連三ヶ村用水樋ニ付御願)、(奥書)「川部村領八ヶ村立合樋用水、此方より肝煎水引可申候」	西喜連村 弥右衛門 印、中喜連村 八郎右衛門 印、(他3名)、東喜連村 重兵衛 印、(他2名) (奥書)喜連三ヶ村庄屋・年寄中 佐兵衛 印	東瓜破村 庄屋・年寄中、(奥書)喜連三ヶ村庄屋・年寄中	縦紙	1	(端裏書)「喜連三ヶ村と東瓜破村と先年用水引替候證文写シ」 33-61とはほぼ同文
7	33-61	宝永元11月	1704	相渡シ申一札(大和川筋北堤長原村領内字馬池之東表ニ喜連三ヶ村用水樋ニ付御願)、(奥書)「川部村領八ヶ村立合樋用水、此方より肝煎水引可申候」	西喜連村庄屋 弥右衛門、中喜連村庄屋 八郎右衛門、(他3名)、東喜連村庄屋 重兵衛、(他1名) (奥書)東瓜破村庄屋 五郎兵衛、同佐兵衛	東瓜破村 庄屋・年寄中、(奥書)喜連三ヶ村庄屋・年寄中	縦紙	1	33-60とはほぼ同文
8	33-62	宝永元	1704	一札之事(今度大和川川邊、喜連三ヶ村・湯屋嶋村より新樋を願ひ、長原村古来の用水井路等に付相極候条々(八ヶ条))	(不記)	(不記)	縦紙	1	

通番	整理番号	年月日	西暦	文書名	作成者・差出人	宛名	形態	員数	備考
9	33-63	宝永元8月	1704	乍恐奉願候(西喜連村等三ヶ村の用水の確保のため、はた川筋長原村領馬池之上新川北堤・南堤に伏樋を仰せ付けられ度)	小堀仁右衛門殿御代官所 撰州欠郡東喜連村庄屋 重兵衛、(他1名)、同断同郡中喜連村庄屋 八郎右衛門、(他4名)、同郡西喜連村庄屋 弥右衛門、(他1名) (奥書)小堀仁右衛門内 西村弥左衛門	(不記)、 (奥書)大久保甚兵衛様、伏見主水様、乃年長十郎様、御役人中	継紙	1	(端裏書)「馬池之上用水樋願事之扣此通、菅通仁右衛門殿へ、菅通川辺村役様へ」
10	33-64	正徳元12月	1711	写 (端裏書)「大和川用水五拾間樋伏樋出入御裁許絵面御添書、写」	(不記)	(不記)	継紙	1	36-21と同文
11	36-21	正徳元12月	1711	撰州欠郡喜連三ヶ村と河州丹北郡長原村・東瓜破村・出戸村、用水井路伏樋樋出入裁許申渡覚(五ヶ条)	(不記)	(不記)	継紙	1	33-64と同文、(注)桑津村文書目録より移す
12	33-65	宝永元8月分	1704	五十間樋最初願書控、西村弥左衛門氏外数名連印、大正九年七月一日取調ノ際発見	(不記)	(不記)	袋	1	33-63の袋か
13	33-66	延宝3.8	1675	定申百姓中間一札之事(西喜連村の田畠水損日損の内儀に付取極め、他)	年寄 四郎右衛門⑧、他137名連印	(不記)	継紙	1	
14	33-67	享保4.6.27	1719	撰州住吉郡東喜連・中喜連・西喜連三ヶ村と河州丹北郡東瓜破・東出戸・西出戸・長原四ヶ村水論之事、度々詮議之上為極便内山七兵衛、河野儀右衛門、角倉与一手代森左衛門差遣逐糾明、裁許申渡候条々(五ヶ条)	(不記)	(不記)	継紙	1	
15	33-68	年月日 (当未6月)		乍恐御歎奉願上候 水論出入願(瓜割村字砂原にて同村百姓徒党し、長右衛門を打擲す)	撰州住吉郡西喜連村百姓 長右衛門 母 名	御奉行様	継紙	1	はり紙あり
16	33-69	延宝2.9.14	1674	乍恐御訴訟申上候 ひかへ(西喜連村は悪田が多く、検見を他の喜連村と別にしてほしい)	西喜連村惣百姓判	平野藤次郎様	継紙	1	奥書あり
17	33-70	宝永7.10.11	1710	乍恐御願申上候(喜連三ヶ村用水新樋を願う)	撰州欠郡西喜連村惣百姓代 庄屋 弥右衛門	渡辺甚五左衛門様、才木喜六様、中井孫助様	一紙	1	(奥書)「差上ヶ候扣」
18	33-71	正徳3	1713	乍恐御訴訟申上候(喜連三ヶ村と長原村と用水井路の件)	本多中務大輔様御知行所 撰州住吉郡西喜連村百姓、同郡東喜連村百姓	(不記)	継紙	1	(奥書)「右之通仁右衛門様差上ヶ可申と認候得共、小池筋和談仕相済仁右衛門様へ出」

通番	整理番号	年月日	西暦	文書名	作成者・差出人	宛名	形態	員数	備考
19	33-72	(不記)		(前欠)〔村明細〕「庄屋佐兵衛、庄屋八左衛門、庄屋喜右衛門、年寄与兵衛、年寄又左衛門、年寄利兵衛、年寄徳右衛門。上人屋敷、是八平野大念仏本道場……。喜連三ヶ村水論境長延テ二千三百間。」	(不記)	(不記)	継紙	1	
20	33-73	(不記)		住吉郡徳高(池、用水、高、他)(高千七百四拾石、三ヶ村領とあり、喜連三ヶ村の概要を示す)	(不記)	(不記)	一紙	1	
21	33-74	宝暦10.3.25/ 宝暦10.3.25	1760	(表紙白紙)「喜連三ヶ村と新大和川筋下五ヶ村と用水樋前川中横関出入に付、堺御奉行所より内済の儀被仰渡」 /付、乍恐以書付御断奉申上候(喜連三ヶ村と下五ヶ村と用水之儀二付論所、和談内済仕候)	中喜連村庄屋 兵左衛門、(他20名)、 取渡人沼村庄屋 源左衛門、(他3名)/ 両方 庄屋、年寄不残名印、取渡人四人名印	(不記)/ 堺御奉行所	豎帳	1	
22	33-75	月日		乍恐以書附ヲ奉願上候(中喜連村田地之内百六拾石余出作百姓、年貢を御役所へ直上納の願)	御支配所摂州住吉郡中喜連村出作百姓惣代、土井大炊頭駿領分同弐同郡西喜連村庄屋 孫兵衛、同 又吉、年寄 権右衛門	谷町御役所	豎綴	1	
23	33-76	文政8.8.	1825	被仰渡候御趣意申渡(村方御役筋先年より中老組が年寄役を勤めて来たが、外百姓中より年寄役を勤めたく申すに付) (奥書)「前書御趣意之通承知仕惣百姓請印仕候処」	西喜連村庄屋 土橋七郎兵衛、長橋孫兵衛、又吉、 同年寄 木村権右衛門、他3名、 (奥書)高持百姓、水呑百姓不残	(不記)	継紙	1	33-77と関連
24	33-77	(文政8カ)6.9	1825	御答(村方一件、百姓申立候儀、新役四人之儀、他)	亦吉	土橋七郎兵衛様	継紙	1	33-76と関連
25	33-78	文化15.	1818	村方中老申合之事(中喜連村より引越候服部芳太郎庄屋役被仰付、村方古格相乱候に付)	(不記)	(不記)	継紙	1	
26	33-79	文政12.7.13	1829	乍恐御請忝(御田地蔵高米相違御乱出入)、本文書出しに「中喜連村御高六百石余之内」とある	仁右衛門、市助、差添株惣代□□連	鈴木町御役所	継紙	1	
27	33-80	享保4.2.	1719	一札之事(西喜連村と中喜連村出作百姓と出入に付、帳面委細勘定相済、双方連判の事)	中喜連村庄屋利兵衛印、(他2名)。 同村年寄徳兵衛印、(他1名)。同村出作百姓平右衛門印、(他15名)。西瓜破村庄屋挨拶入与三兵衛印、(他2名)	西喜連村庄屋西右衛門殿、同村年寄弥治右衛門殿、(他6名)	継紙	1	

通番	整理番号	年月日	西暦	文書名	作成者・差出人	宛名	形態	員数	備考
28	33-81	(不記)		口上之覚(村役人退役願御座候得共、今後御役大切ニ相勤可申候)	(不記)	土橋七郎兵衛殿	一紙	1	
29	33-82	明治3.11.20	1870	乍恐口上(住吉郡西喜連村産神楯原神社祭神改之儀左ニ奉申上候)	(不記)	(不記)	継紙	1	
30	33-83	文政7.2.21	1824	口上覚(西喜連村庄屋役文化十四年より兼帯庄屋、此度村方に本庄屋役を願ひ度)	西喜連村百姓惣代甚右衛門印、同助右衛門	同村兼帯庄屋 御同所様	一紙	1	
31	33-84	明治2.12.17	1869	①(表紙なし)(古河藩支配所 撰津国住吉郡西喜連村 産土神楯原神社 神勅二名御許答願) ②乍恐書附ヲ以御願奉申上候(当村産神楯原神社神勅に付、伺官職許状奉請度)	増池西次郎 源道栄、長橋増藏 源秀福、右村年寄 雄次郎、庄屋 増池西次郎、長橋増藏、同 増池西次郎、庄屋 増藏	神祇官 御役所	縦綴	1	①②一綴
32	33-84	明治3.3.21	1870		神勅 長橋増藏、同 増池西次郎、庄屋 増藏	民設御役所	縦綴	1	①②一綴
33	33-85	(不記)		村方庄屋年寄役之義(下書か)	(不記)	(不記)	一紙	2	
34	33-86	(不記)		(西喜連村芳太郎庄屋役被仰付、村方寄合諸帳面の引渡し難決に付)	(西喜連村庄屋芳太郎)	(不記)	継紙	1	33-87と同文
35	33-87	(不記)		(西喜連村芳太郎庄屋役被仰付、村方寄合諸帳面の引渡し難決に付)	(西喜連村庄屋芳太郎)	(不記)	一紙	3	表裏に記載、33-86と同文
36	33-88	申12月 (享保13.カ)	1728	撰州・河州貳拾三ヶ村百姓共申口(新大和川堤の件)	(不記)	御奉行所	縦帳	1	虫損甚大
37	33-88	(不記)	1728	付紙「免御御引方割合一札」	(不記)	(不記)	袋	1	
38	33-88	(不記)	1728	付紙「八ヶ村立合種、いや山種……長原村当年のき被申候由」	(不記)	(不記)	一紙	1	(以上3点一括)
追加	33-54	天保6.6.5	1835	肥シ廻高直二付大坂御奉行所へ歎キ願書付之写 西喜連村扣へ	文右衛門印、年寄信重郎印	御奉行様	縦帳	1	(奥書) 六月四日 遠里小野村方七屋領他17村々御役人衆中

2 摂津国住吉郡喜連村・編年文書目録

通番	整理番号	年月日	西暦	文書名	作成者・差出人	宛名	形態	頁数	備考
1	33-69	延宝2.9.14	1674	乍恐御訴訟申上候 びかへ(西喜連村は悪田が多く、検見を他の喜連村と別にしたい)	西喜連村惣百姓判	平野藤次郎様	継紙	1	奥書あり
2	33-66	延宝3.8	1675	定申百姓中間一札之事(西喜連村の田畠水損日損の内検に付取極め、他)	年寄 四郎右衛門◎、他137名連印	(不記)	継紙	1	
3	33-56	元禄4.4.24改	1691	未歳三ヶ村悪水用水水道堀割方、所々間敷意、三ヶ村庄屋・年寄立合間敷改置申候(馬池水道他領、同水道喜連村領とある)	(不記)	(不記)	横帳	1	
4	33-63	宝永元8月	1704	乍恐春願候(西喜連村等三ヶ村の用水の確保のため、はた川筋長原村領馬池之上新川北堤・南堤に伏樋を仰せ付けられ度)	小堀仁右衛門殿御代官所 摂州欠郡東喜連村庄屋 重兵衛、(他1名)、同断同郡中喜連村庄屋 八郎右衛門、(他4名)、同郡西喜連村庄屋 弥右衛門、(他1名) (奥書) 小堀仁右衛門内 西村弥左衛門	(不記)、 (奥書) 大久保甚兵衛様、伏見主水様、万年長十郎様、御役人中	継紙	1	(端裏書)「馬池之上用水種願事之扣此通、巷通仁右衛門殿へ、巷通川辺村役様へ」
5	33-65	宝永元8月分	1704	五十間樋最初願書控、西村弥左衛門氏外数名連印、大正九年七月一日取調ノ際発見	(不記)	(不記)	袋	1	33-63の袋か
6	33-60	宝永元11月	1704	相渡シ申一札(大和川筋北堤長原村領内字馬池之東表ニ喜連三ヶ村用水樋二付御願)、 (奥書)「川部村領八ヶ村立合樋用水、此方より肝煎水引可申候」	西喜連村 弥右衛門 印、中喜連村 八郎右衛門 印、(他3名)、東喜連村 重兵衛 印、(他2名) (奥書) 喜連三ヶ村 庄屋・年寄中 佐兵衛 印	東瓜破村 庄屋・年寄中、 (奥書) 喜連三ヶ村 庄屋・年寄中	継紙	1	(端裏書)「喜連三ヶ村と東瓜破村と先年用水引替候證文写シ」 33-61とほぼ同文
7	33-61	宝永元11月	1704	相渡シ申一札(大和川筋北堤長原村領内字馬池之東表ニ喜連三ヶ村用水樋二付御願)、 (奥書)「川部村領八ヶ村立合樋用水、此方より肝煎水引可申候」	西喜連村庄屋 弥右衛門、中喜連村 庄屋 八郎右衛門、(他3名)、東喜連村庄屋 重兵衛、(他1名) (奥書) 東瓜破村庄屋 五郎兵衛、同 佐兵衛	東瓜破村 庄屋・年寄中、 (奥書) 喜連三ヶ村 庄屋・年寄中	継紙	1	33-60とほぼ同文
8	33-62	宝永元	1704	一札之事(今度大和川川邊、喜連三ヶ村・湯屋嶋村より新樋を願ひ、長原村古来の用水井路等に付相願候条々(八ヶ条))	(不記)	(不記)	継紙	1	

通番	整理番号	年月日	西暦	文書名	作成者・差出人	宛名	形態	員数	備考
9	33-70	宝永7.10.11	1710	乍恐御願申上候(喜連三ヶ村用水新樋を願う)	摂州久郡西喜連村惣百姓代 庄屋 弥右衛門	渡辺甚五左衛門様、才木喜六様、中井孫助様	一紙	1	(奥書)「差上ヶ候扣」
10	33-59	正徳元7月	1711	乍恐御願申上候(大和川出来、喜連三ヶ村は用水不足、落堀河脇を用水溜に仰せ付け下され度)	伝右衛門、利助、(他5名)	南森伴助様、木原甚平様	一紙	1	(奥書)「庄屋之控也、(注)33-58は別文書「新大和川通 青地組」
11	33-64	正徳元12月	1711	写 (備裏書)「大和川用水五拾間樋伏樋出入御裁許絵面御添書、写」	(不記)	(不記)	継紙	1	36-21と同文
12	36-21	正徳元12月	1711	摂州久郡喜連三ヶ村と河州丹北郡長原村・東瓜破村・出戸村、用水井路伏越樋出入裁許申渡覚(五ヶ条)	(不記)	(不記)	継紙	1	33-64と同文、(注)桑津村文書目録より移す
13	33-71	正徳3	1713	乍恐御訴訟申上候(喜連三ヶ村と長原村と用水井路の件)	本多中務大輔様御知行所 摂州住吉郡西喜連村百姓、同郡東喜連村百姓	(不記)	継紙	1	(奥書)「右之通仁右衛門様差上ヶ可申と認候得共、小池筋和談仕相済仁右衛門様へ出」
14	33-80	享保4.2	1719	一札之事(西喜連村と中喜連村出作百姓と出入に付、帳面委細勘定相済、双方連判の事)	中喜連村庄屋利兵衛印、(他2名)。同村年寄徳兵衛印、(他1名)。同村出作百姓平右衛門印、(他15名)。西瓜破村庄屋挨拶人と三兵衛印、(他2名)	西喜連村庄屋西右衛門殿、同村年寄弥治右衛門殿、(他6名)	継紙	1	
15	33-67	享保4.6.27	1719	摂州住吉郡東喜連・中喜連・西喜連三ヶ村と河州丹北郡東瓜破・東出戸・西出戸・長原四ヶ村水論之事、度々詮議之上為検使内山七兵衛、河野儀右衛門、角倉与一手代森本左衛門差遣送糾明、裁許申渡候条々(五ヶ条)	(不記)	(不記)	継紙	1	
16	33-88	申12月 (享保13.カ)	1728	摂州・河州武拾三ヶ村百姓共申口(新大和川堤の件)	(不記)	御奉行所	罫帳	1	虫損甚大
17	33-88	(不記)	1728	付紙「免割御引方割合一札」	(不記)	(不記)	袋	1	
18	33-88	(不記)	1728	付紙「八ヶ村立合種、いや山樋……長原村当年のき被申候由」	(不記)	(不記)	一紙	1	(以上3点一括)

通番	整理番号	年月日	西暦	文書名	作成者・差出人	宛名	形態	員数	備考
19	33-74	宝暦10.3.25/ 宝暦10.3.25	1760	(表紙白紙)(喜連三ヶ村と新大和川筋下五ヶ村と用水樋前川中横間出入に付、堺御奉行所より内済の儀被仰渡) / 付、乍恐以書付御断奉申上候(喜連三ヶ村と下五ヶ村と用水之儀二付論所、相談内済仕候)	中喜連村庄屋 兵左衛門、(他20名)、取渡人沼村庄屋 源左衛門、(他3名) / 両方 庄屋・年寄不残名印、取渡人四人名印	(不記) / 堺御奉行所	豎帳	1	
20	32-8	天明4.3.	1784	高反別其他細書上帳 攝州住吉郡西喜連村	西喜連村庄屋 弥左右衛門印、同村年寄 弥三右衛門印、(他3名)	地方御役所	豎帳	1	
21	33-78	文化15.	1818	村方中老申合之事(中喜連村より引越候服部芳太郎庄屋役被仰付、村方古格相乱候に付)	(不記)	(不記)	縦紙	1	
22	33-83	文政7.2.21	1824	口上覚(西喜連村庄屋役文化十四年より兼帯庄屋、此度村方に本庄屋役を願ひ度)	西喜連村百姓惣代是右衛門印、同同助右衛門	同村兼帯庄屋 御阿所様	一紙	1	
23	33-77	(文政8カ) 6.9	1825	御答(村方一件、百姓申立候儀、新役四人之儀、他)	亦吉	土橋七郎兵衛様	縦紙	1	33-76と関連
24	33-76	文政8.8	1825	被仰渡候御趣意申渡(村方御役筋先年より中老組が年寄役を勤めて来たが、外百姓中より年寄役を勤めたく申すに付) (奥書)「前書御趣意之通承知仕惣百姓請印仕候也」	西喜連村庄屋 土橋七郎兵衛、長橋孫兵衛、又吉、同年寄 木村権右衛門、他3名、(奥書)高持百姓、水呑百姓不残	(不記)	縦紙	1	33-77と関連
25	33-79	文政12.7.13	1829	乍恐御訴訟(御田地畝高分米相違御礼出入)、本文書出したに「中喜連村御高六百石余之内」とある	仁右衛門、市助、差添株惣代□□連	鈴木町御役所	縦紙	1	
26	33-84	明治2.12.17	1869	①(表紙なし)(古河藩支配所 摂津国住吉郡西喜連村 産土神橋原神社 神勸二名御許答願)	増池西次郎 源道栄、長橋増蔵 源秀福、右村年寄 雄次郎、庄屋 権蔵	神祇官 御役所	豎紙	1	①②一綴
27	33-84	明治3.3.21	1870	②乍恐書附ヲ以御願奉申上候(当村産神橋原神社神勸に付、祠官職許状奉請度)	神勸 長橋増蔵、同 増池西次郎、庄屋 権蔵	民政御役所	豎紙	1	①②一綴
28	33-82	明治3.11.20	1870	乍恐口上(住吉郡西喜連村産神橋原神社祭神改之儀左ニ奉申上候)	(不記)	(不記)	縦紙	1	

通番	整理番号	年月日	西暦	文書名	作成者・差出人	宛名	形態	員数	備考
29	7-23	明治13.4.19	1880	職業授習確証(森本音五郎伴丑松、丸三ヶ年半貴殿職業授習奉公に付)	府下住吉郡喜連村 右親 森本音五郎、堺下河内国丹北郡川辺村 右受人 新田源太郎	清原喜助殿	一紙	1	
30	33-57	申正29		覚(銀5匁也、其御村方御領主大坂屋敷類焼之節、人足差出候ニ付御酒料請取)	中喜連村 佐々木寛兵衛 [㊦]	西喜連村 長橋弥兵衛殿	一紙	1	
31	33-68	年月月日 (当未6月)		乍恐御殿奉願上候 水論出入願(瓜割村字砂原にて同村百姓徒覚し、長右衛門を打擲す)	摂州住吉郡西喜連村百姓 長右衛門母 名	御奉行様	継紙	1	はり紙あり
32	33-72	(不記)		(前欠)〔村明細覚〕「庄屋伝兵衛、庄屋八左衛門、庄屋喜右衛門、年寄与兵衛、年寄又左衛門、年寄利兵衛、年寄徳右衛門。上人屋敷、是ハ平野大念仏本道場……。喜連三ヶ村水論境長延テ二千三百間。』	(不記)	(不記)	継紙	1	
33	33-73	(不記)		住吉郡惣高(池、用水、高、他)(高千七百四拾石、三ヶ村領とあり、喜連三ヶ村の概要を示す)	(不記)	(不記)	一紙	1	
34	33-75	月日		乍恐以書附ヲ奉願上候(中喜連村田地之内百六拾石奈出作百姓、年貢を御役所へ直上納の願)	御支配所摂州住吉郡中喜連村出作百姓惣代、土井大炊頭殿領分同筋同郡西喜連村庄屋 孫兵衛、同 又吉、年寄 権右衛門	谷町御役所	縦綴	1	
35	33-81	(不記)		口上之覚(村役人退役願御座候得共、今後御役大切ニ相勤可申候)	(不記)	土橋七郎兵衛殿	一紙	1	
36	33-85	(不記)		村方庄屋年寄役之義(下書か)	(不記)	(不記)	一紙	2	
37	33-86	(不記)		(西喜連村芳太郎庄屋役被仰付、村方寄合諸帳面の引渡し難渋に付)	(西喜連村庄屋芳太郎)	(不記)	継紙	1	33-87と同文
38	33-87	(不記)		(西喜連村芳太郎庄屋役被仰付、村方寄合諸帳面の引渡し難渋に付)	(西喜連村庄屋芳太郎)	(不記)	一紙	3	表裏に記載、33-86と同文
追加	33-54	天保6.6.5	1835	肥ノ瀬高直ニ付大坂御奉行所へ獻キ願書付之写 西喜連村扣へ	文右衛門印、年寄信重郎印	御奉行様	縦帳	1	(奥書)六月四日 遠里小野村方七屋領他17村右村々御役人衆中